

三井鉱山株式会社等に対する支援決定について

平成15年9月1日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社
三井鉱山コークス株式会社
三井鉱山物流株式会社
三井石炭鉱業株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社三井住友銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成15年9月2日から
平成15年10月31日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 支援決定についての機構の考え方

メイン銀行を中心とする関係金融機関等の支援を前提に、過去の負の遺産(鉱害、じん肺訴訟等)に由来する過剰な債務負担から対象事業者を解放し、コア事

業に人的・物的資源を集約することを内容とする事業再生計画の実現を果たすことができれば、対象事業者の再生は十分に可能であり、計画実現の蓋然性も高いと判断したため、支援決定をしました。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室 伊藤、鎌田
電話番号 03-6212-6437